

会議の結果要旨

- 1 開催した会議の名称
精華町選挙管理委員会
- 2 開催日時
平成30年3月6日 午後6時00分から午後6時55分まで
- 3 開催場所
精華町役場5階行政委員会室
- 4 議題
内 容：上記委員会の内容は、下記のとおりです。

記

(1) 平成30年4月8日執行予定の京都府知事選挙の管理執行について

- ア 選挙管理委員会が選挙に関する事務を取り扱う場所について
- イ 投票所について
- ウ 期日前投票所について
- エ 投票管理者及び同職務代理者等の選任について
- オ 期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者等の選任について
- カ ポスター掲示場設置場所について
- キ 開票所及び開票開始時刻について
- ク 開票管理者及び同職務代理者の選任について
- ケ 氏名等掲示の掲示順序を定めるくじの実施について
- コ 開票立会人を定めるくじの実施について

以上10項目の管理執行について事務局から委員に説明があり、事務局案のとおり決定された。

(2) その他

- ア 主要事務日程について
- イ 京都府知事選挙から適用される改正公職選挙法等について
(ア) 都道府県の議会の議員及び長の選挙権等の取扱いについて
(イ) 不在者投票の投票用紙等のオンライン請求について
- ウ 選挙特集号の各戸配布について
- エ 期日前投票事務取扱について
- オ 平成30年3月定時登録について
- カ 元精華町議会議員のご逝去について

以上6項目のことについて事務局から委員に報告又は説明があり、事務局からの報告のとおり又は説明のとおり承認又は確認された。

- キ 平成29年度精華町議会定例会12月会議の一般質問について
(ア) 投票所入場整理券の裏面に期日前投票宣誓書を印刷することについて

事務局から委員に説明があり、委員から次の意見があった。結論としては、これに取り組んだことにより、投票者数を大きく増加させた

と認められる団体が出てくれば、その際に改めて議論することとされた。

- ・ これに取り組むことの効果として、投票者数の増加が見込まれない。
- ・ これに取り組むことによって、期日前投票宣誓書を小さな字で記載させることになるため、特に高齢者には不便を与える。

(イ) 期日前投票所を開く時刻を繰り上げ、又は閉じる時刻を繰り下げることについて

事務局から委員に説明があり、委員から次の意見があった。結論としては、これに取り組んだことにより、投票者数を大きく増加させたと認められる団体が出てくれば、その際に改めて議論することとされた。

- ・ 期日前投票所を開いた後や期日前投票所を閉じる前は閑散としていた現状において、これに取り組むことの効果として、投票者数の増加が見込まれない。
- ・ これに取り組むことによって、投票管理者や投票立会人を拘束する時間も延長されるため、これらの選任が困難になる。

5 公開・非公開の別

公開

傍聴者なし

6 出席者

委員長	大久保 憲二	浦本事務局長
委員	福味 由利子	島川書記
委員	植西 和美	疋田書記
委員	石田 豊	